



「気づくのはあなたと地域の心の目」

11月は児童虐待防止月間です

児童虐待に対する理解をより一層深めていただくため、オレンジリボンキャンペーンを実施します。啓発活動の一環として、児童虐待防止のシンボル「オレンジリボン」を使ったのぼりの設置や、講演会の開催、イベントでのブース設置などの活動を展開します。

講演会「地域ではぐくむ子育て支援」

～児童虐待について近所の私達ができること～

- と き 11月3日(土)、午後1時30分～3時(午後1時開場)
- と ころ 市コミセン
- 講 師 大塚俊弘氏(長崎こども・女性・障害者支援センター所長)
- 定 員 100人(先着順)
- 料 金 無料
- 申込方法 電話または、ファクスやEメールに氏名・連絡先・託児の有無および児童の年齢を記入のうえお申し込みください。
※0歳～就学前の児童を対象に託児あり(要予約、先着順)

申込期限 11月1日(木)

申 込 先 FAX ⑤49174

✉ kodomo-katei@city.omura.lg.jp

■こども家庭課 ☎⑤49100



地域の子育て支援で児童虐待を未然防止!

- ・近隣同士が気軽にあいさつや話を交わす
- ・母親が育児で不安になったら、近所の人に相談する
- ・子どもの成長を親とともに喜びあう

親を虐待の加害者にしない、子どもを虐待から守るためには、子育てで家庭を暖かく見守り、応援する地域づくりが必要です。

「児童虐待」とは…

親または親に代わる保護者から子どもに加えられた身体的または精神的な暴力行為です。

- ❖身体的虐待…子どもの身体に暴行を加えること
- ❖性的虐待…子どもにわいせつな行為をしたり、させたりすること
- ❖ネグレクト…長時間放置する、食事を与えないなど子どもの正常な発達を妨げること、または保護者としての監護を著しく怠ること
- ❖心理的虐待…子どもに暴言を吐いたり、拒絶的な対応をとるなど、心理的外傷を与える言動を行うこと

こんなときはすぐにご相談ください!!

子育てに不安を感じる時

- ・子育てがうまく助けてくれる人がいないとき
- ・子どもをつい叩いたり大声で叱ったりしてしまうとき

周囲の子どもの様子に「何かおかしいな?」と感じたとき

- ・不自然な傷や打撲のあとがある
- ・着衣や髪の毛などがいつも汚れている
- ・夜遅くまで遊んでいる
- ・表情が乏しい など

児童虐待専用緊急ダイヤル

☎⑤5868(8:30～22:00)

*生命の危険があるなど緊急で重大な事態と判断される場合は、110番に通報してください。

このほか、子育てに関するご相談は「こども家庭支援室」

☎⑤9100へどうぞ

*「あなた」の一報が子どもを虐待から守ります。相談・通告は子ども支援の始まりです。児童虐待を受けている疑いがある子どもを発見した人は、市や児童相談所へ通告することが法律で義務付けられています。相談内容は厳守します。(もし、虐待ではなかった場合も通告者が罪に問われることはありません)

しつけと虐待の違いは…

保護者がしつけのためだと思っても、身体が傷つく行為や子どもへの心の発達に有害であれば、それは「虐待」です。

